

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための指針

制定 令和 8 年 7 月 1 日

1. 基本方針

尾道市農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、採用活動において、すべての求職者・応募者・紹介予定者等が安心して選考を受けられる環境を確保することを組織の責務と位置づけ、以下のとおりセクシュアルハラスメント行為を防止する措置を講じます。

2. セクシュアルハラスメントとなる行為

求職者等に対する以下の行為を禁止します。

- (1)性的な言動(性的な冗談、容姿・身体へのコメント、性的な評価・噂の流布)
- (2)面接官・担当者による不必要な身体接触
- (3)私的交際・デートの要求、連絡先の強要
- (4)SNS 等を通じた不適切なメッセージ送信
- (5)選考通過や採用を条件とした性的言動
- (6)その他、求職者が不快・不安・不利益を感じる一切の行為

これらは、男女雇用機会均等法に基づく「求職者等に対するセクシャルハラスメント防止措置義務」に抵触します。

3. 相談窓口

求職者等からの相談に対応するため、以下の窓口を設置します。

なお、相談者のプライバシーは厳守し、相談したことを理由とする不利益な取り扱いは一切行いません。

相談窓口:総合企画部 リスク管理課

電話番号:0848-23-3331

E-mail :ono-help@ja-ono.hiroshima-janet.com

電話受付時間:8時 30 分から16 時 00 分

4. 対応方針

相談があった場合、当組合は迅速かつ公正に事実確認を実施し、相談者の意向を尊重しつつ、必要な保護措置を講じます。

また、行為者に対して適切な措置(注意・教育・選考担当からの排除等)を実施し、再発防止策を講じ、採用プロセス全体の改善を行います。

5. 選考担当者への教育

面接・採用を担当する役職員に対し、セクシュアルハラスメントの定義と禁止行為、求職者等への適切な接し方、面接時の質問ルール(家族構成・結婚・妊娠等の不適切質問の禁止)相談対応の基本、法令(労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等)の理解等の教育を実施します。

6. 本指針の公開

本方針は、以下の方法で求職者に周知します。

- (1)当組合ホームページへの掲載
- (2)求人票・採用サイトへの明記
- (3)面接案内文書への記載
- (4)採用説明会資料への掲載

なお、求職者向けハラスメント相談案内については別紙内容とします

7. 改定

本指針は、法令改正や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

求職者向けハラスメント相談に関するご案内

尾道市農業協同組合では、採用選考において、求職者・応募者の皆さまが安心して選考を受けられる環境を確保するため、セクシュアルハラスメントを含むあらゆるハラスメント行為を禁止しています。

選考過程において、

1. 不適切な言動
2. 不快に感じる対応
3. 面接官・担当者による不適切な質問
4. SNS・メール等での不適切な連絡

■ 面接・面談に関する規則

1. 面接・面談は当組合の施設において営業時間内に行います。また、面談時間は当組合 1 時間以内とします。
2. SNS面談に用いるプラットフォームはWebex、Zoom、Teamsとします。
3. 来所による面談を行う場合には複数名で対応いたします。

■ 相談窓口

相談窓口：総合企画部 リスク管理課

電話番号：0848-23-3331

E-mail :ono-help@ja-ono.hiroshima-janet.com

電話受付時間：8時 30 分から16 時 00 分

■ 相談に関する取り扱い

1. 相談内容の秘密は厳守します。
2. 相談したことを理由に、応募者に不利益が生じることは一切ありません。
3. 必要に応じて事実確認を行い、適切に対応します。
4. 皆さまが安心して選考に臨めるようハラスメント防止に取り組んでいます。